

沖縄県立北部病院一般廃棄物の収集・運搬業務委託契約書（案）

沖縄県立北部病院 院長 久貝 忠男（以下「甲」という。）と
(以下「乙」という。)は、廃棄物（感染性医療廃棄物を除く。）の収集運搬について次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、病院で発生する廃棄物（感染性医療廃棄物を除く。以下同じ。）の収集運搬を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（収集・運搬の方法）

第2条 甲は病院で発生する廃棄物を所定の場所に保管するものとし、乙はこれを別添仕様書のとおり遅滞なく収集・運搬するものとする。

（契約期間）

第3条 この契約の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（契約金額）

第4条 この契約に基づく契約金額は総額 円（うち、消費税額及び地方消費税額 円）とし、月額 円（うち、消費税額及び地方消費税額 円）とする。
2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。
3 乙は委託料を毎月末日に纏め、翌月10日までに請求し、甲は乙の適正かつ正当な請求書を受理した日から30日以内に、これを乙に支払うものとする。
4 経済状況の変化、法令変更に基づく契約業務内容の変更、その他契約金額の変更を必要とする理由が生じた場合には、契約期間中であっても、甲乙協議の上、契約金額を変更することができる。

（消費税率の改定に伴う留意事項）

第5条 この契約において、契約期間中途において消費税等の率が改正された場合には、甲乙協議のうえ、改正後の税率により定めるものとする。

（履行遅延）

第11条 甲は乙の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、遅延日数に応じ、未済部分の契約金額に対し沖縄県財務規則第109条第1項に規定する割合の金額を違約金として乙に請求することができる。

（契約保証金）

第7条 沖縄県病院事業局財務規則第133条による。

（一括再委託等の禁止）

第8条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。
2 乙は、甲が委託仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、請負わせてはならない。
3 乙は、暴力団員または暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。
4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による甲の承認を受けなければならない。
5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負わせた業務の履行及び当該第三者

の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

- 6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲はこの契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負わせた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(反社会的勢力に係る解除)

第9条 甲は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、何らの催告をすることなく、この契約を解除することが出来るものとする。但し、故意又は過失によらずして次の各号のいずれかに該当すると認められる場合で、その事実が判明した後、直ちに当該関係を解消したときはこの限りでないものとする。

- 一 乙又は乙の役員若しくは実質的に經營に支配的な影響力を有する者（以下「役員等」という。）が反社会的勢力である場合。
 - 二 乙又は乙の役員等が反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金若しくは役務の提供等をしている場合又は、反社会的勢力と何らかの取引その他の関係を有している場合。
- 2 甲は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告をすることなく、この契約を解除することが出来るものとする。
- 一 暴力的な要求行為。
 - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - 三 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
 - 四 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて甲の信用を棄損し、又は甲の業務を妨害する行為。
 - 五 その他前各号に準ずる行為。
- 3 前2項の規定によりこの契約を解除した場合には、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わないものとする。

(事故発生時の対応手順)

第10条 沖縄県立北部病院内において、乙が関与する事故が発生した場合は、直ちに甲の管理担当者に報告するとともに、事故報告書を甲に提出するものとする。

- 2 事故報告書は、事故発生の日から起算して10日以内に提出するものとする。

(損害賠償)

第11条 乙は、この契約履行中、明らかに乙及び乙の職員の責に帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、乙がその損害を賠償するものとする。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) この契約の条項に違反したとき。
 - (2) 業務の処理が著しく不適当であると認めたとき。
 - (3) 業務遂行能力がないと認めたとき。
 - (4) 不正な行為があったとき。
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合に、乙に損害を与えても損害賠償の責めを負わないものとする。
- 3 甲又は乙は、やむを得ない理由により契約期間中にこの契約を解除しようとする場合は、3か月前までに書面で相手方に通知し、双方協議するものとする。

(予算の減額又は削除に伴う特約)

第13条 この契約は、「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であるため、この契約の締結の日に属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算の減額又は削除があった場合、甲は、この契約を解除することができる。

- 2 前項の場合において、甲はこれによって生じた乙の損害についてはその責を追

わない。

(機密の保持)

第 14 条 乙は、業務の遂行上直接又は間接に知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解約された後においても同様とする。

(不可抗力)

第 15 条 甲又は乙がこの契約下において相手方に負う義務及び責任又はその遂行が天地異変、火災、戦争、騒動、法令の改廃、制定、公権力による命令処分、同盟罷業その他の争議行為、輸送機関等の事故等の不可抗力により制限又は阻害された場合、各当事者は相手方に対してその義務及び責任の一部又は全部を負わないものとする

(労働関係法令の遵守及び調査)

第 16 条 乙は、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して前項の状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(帳簿等の整備及び保存)

第 17 条 乙は、委託業務に要する経費について、その収支を明らかにした専用の帳簿等を備え、かつ全ての証拠書類を整備しなければならない。

2 乙は、委託業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。

- (1) 委託業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等
- (2) 前号の者ごとにおいて実際に委託業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等。

3 乙は、前二項の帳簿等を委託業務の完了する日の属する年度終了後 5 年間保存しておかなければならない。

(管轄裁判所)

第 18 条 この契約の訴訟は、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第 19 条 この契約に関して疑義が生じたとき、燃料費の高騰等経済状況が著しく変動したとき、又はこの契約に定めのない事項について定めるときは、甲乙協議のうえ処理するものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名・押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県名護市大中二丁目 12 番 3 号
沖縄県立北部病院
院長 久貝 忠男

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならぬ。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定・持ち出しの制限)

第4 乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。

2 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出してはならない。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第6 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知等)

第8 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

(派遣労働者)

第9 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第2に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第10 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）については自ら行うものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

(1) 再委託を行う業務の内容

- (2) 再委託で取り扱う個人情報
 - (3) 再委託の期間
 - (4) 再委託が必要な理由
 - (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
 - (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
 - (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
 - (8) 再委託の相手方の監督方法（監督責任者の氏名を含む。）
- 3 乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない。
- 4 乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。
- 5 乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。
- （資料等の返還等）
- 第 11 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。
- 2 甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。
- 3 乙は、前 2 項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 4 乙は、パソコン等に記録された個人情報を第 1 項及び第 2 項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 5 乙は、第 1 項及び第 2 項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。
- 6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。
- （検査及び報告）
- 第 12 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、隨時実地に検査することができる。
- 2 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。
- （事故報告）
- 第 13 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 乙は、前項の事案が発生した場合（おそれがあるものを含む。次項において同じ。）、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。
- （指示及び報告）
- 第 14 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めるができるものとする。
- （契約解除）
- 第 15 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。
- 2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第16 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

(注) 1 「甲」は委託者（病院事業局長又は県立病院長）、「乙」は受託者をいう。

2 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項を削除するものとする